

家屋評価にご協力を

平成26年1月以降に家屋を新築または増築された場合、完成した家屋については家屋評価を行うため役場税務課職員が評価にうかがいます。

この評価は、固定資産税の基となる評価額を算出するために行うものです。

該当される方には、事前に連絡を取らせていただきますのでご協力をお願いします。

未登記家屋の取り壊し、所有権移転について

●家屋等を取り壊したときは

家屋や土地および償却資産に対する固定資産税は、毎年1月1日現在で課税されます。平成26年1月以降に未登記家屋の一部または全部を取り壊した場合、「建物取壊申請書」を提出してください。申請書および必要書類は税務課にあります。また、年内に取り壊しを計画されている場合は税務課資産税係までご連絡ください。未登記家屋の取り壊しについては確認が困難なため、届け出をしないと課税されることがあります。

また、登記のある家屋を取り壊

した場合でも、滅失登記が翌年にわたる場合には税務課資産税係までご連絡ください。

●未登記家屋を名義変更するときは

土地の所有権移転登記が済み、その土地にある未登記家屋の名義を変更するときや未登記家屋の名義人が死亡したとき、また、売買などにより未登記家屋の所有者が変わった場合などには「未登記家屋の課税台帳登録名義人変更届」を提出してください。変更届用紙および必要書類は税務課にあります。

ただし、登記がある家屋で、すでに法務局で滅失登記や所有権移転登記が済んでいる場合には、届け出をする必要はありません。

今月の納税

固定資産税 第3期
国民健康保険税 第5期
9月30日(火)
延長窓口サービス
毎週水曜日は、午後7時まで税務課窓口業務を延長しています。

町税の納付など、お気軽にご利用ください。



こんにちは
地域包括支援センター
です

**元気なうちからはじめよう
介護予防!!**

介護予防とは、高齢者が介護を必要とする状態を防いだり、たとえ介護が必要になってもそれ以上悪化させないようにして、高齢者の自立を支援することです。

年齢とともに現れる「心身の老化」。年だから仕方がないと思つて放つておいては、寝たきりや認知症につながりかねません。元気なうちから心身の老化を防ぐ生活「介護予防」を始めましょう。

池田町でも介護予防教室を行っています。

足の筋肉を強くしたい、脳をげんきにしたい方には、『足・脳げんき教室』を実施しています。



▲足・脳げんき教室

腰の痛い方、脳を元気にしたい方には、『腰らくらく・脳げんき教室』を実施しています。いつまでもイキイキ・キラキラしたい、介護予防について学びたい方には『いきいき元気の会』を実施しています。



▲腰らくらく・脳げんき教室



▲いきいき元気の会

仲間を作り、おしゃべりする時間を作りませんか？何か目的を持って出かけようとする意欲も介護予防の一つです。

介護予防・介護保険のご相談は

地域包括支援センターへ
☎ 45・8123 有線6406